

### 第三者評価結果

事業所名：新羽どろんこ保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、法人が児童福祉法や改定された保育所保育指針の趣旨などをとらえて、法人の保育理念や目指す子ども像などを含めた全体のフォーマットを作成しています。園では法人の取組と園の子どもの発達過程や家庭状況、地域の実態などをすり合わせて、保育目標やさまざまな指導計画、園内研修などを確認し合って作成しています。作成にあたっては全職員が参加して、策定会議を2月に3時間、3月に9時から18時の一日を使って集中的に行っています。年度の振り返りを行い、次年度の園目標や食育計画、保健計画などを網羅しながら作成しています。具体的には、子どもの成長や変化した姿と保育士とのかかわり、保護者や地域とのかかわりの進捗状況などを重点に反省や評価を行い、改善して、次年度の計画に生かしています。特に園の保育目標と日々の保育実践や指導計画との関連を重視していて、保育士や保護者へ保育目標の理解度の促進を図っています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室に温湿度計を設置して、温度は夏季26度、冬季20～23度、湿度は年間を通して60%に定めて調節しています。コロナ禍の現在は、特に窓の開閉などをこまめに室内の換気に留意しています。園は住宅地の中にあり周囲は静かで、保育室の前面は南向きで明るく、子どもたちが心地よく過ごすことのできる環境です。「設備点検チェックリスト」や「消毒・換気チェック表」などを活用して、手洗い場やトイレなど保育室内外の設備や用具の点検、衛生管理を行っています。寝具は、年1回契約業者に布団乾燥の依頼をするほかに、園で土曜日に計画的に布団干しをしています。乳児では発達に合わせたコーナーを作り、幼児では異年齢保育を大切に空間を区切るなど、子ども一人ひとりが落ち着ける場所を確保しています。食事や睡眠は一斉に行うのではなく、一人ひとりの子どもの状態を見ながら促しています。そのためには、食事と睡眠の場がそれぞれ生活空間に確保されるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの個人差を十分に尊重し、職員は、子どもの発達や心情を大切にして、応答的なかかわりや子どもが自ら決定できるような言葉かけをするように努力しています。遊具の取り合いなど子ども同士でトラブルが起きた時も、「取ってはだめよ」と言うのではなく「使いたかったのね」などと子どもの欲求を受け止め、気持ちに添って対応しています。自分を表現する力が十分でない子どもに適切に対応できるように、職員は、具体的な事例を通して子どもの気持ちの読み取りや対応方法について、グループでの話し合いや園内研修を行っています。年2回人権に関するチェックリストで振り返るなど、職員は不必要な言葉を用いないように心がけていて、大きな声は少なくし、子どもにわかりやすい言葉で話しかけるようにしています。子どもの主体性を重んじる保育を展開しているので、せかす言葉や制止する言葉などを用いることはほとんどありませんが、見かけた時はリーダーに伝え「歩こうね」など言い換え言葉などを職員間で考え、実践しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事や着替えなどの基本的な生活習慣については、子どもに強制することなく、子どもの発達に合わせて見守り、自分でできた実感ももてるような援助を行い、主体的な行動ができるような援助を意識的に行っています。トイレトレーニングも子どもの特徴や状況を見極め、タイミングよく誘ったり手助けをするなど、無理なく基本的な生活習慣が身につくように心がけています。活動と休息のバランスは、子どもの状態に応じて働きかけています。3～5歳児の異年齢保育の中で、年上の子どもが衣服の着脱や手洗いなど、手本を見せたり手伝ってあげたりすることにより、子ども同士のかかわりの中で満足感をもち生活習慣の更なる向上につながっています。年下の子どもは、手伝ってもらった喜びを感じ、自分でしようとする自立心が育つなど、基本的な生活習慣を身につける環境が整っています。1月になると5歳児だけで過ごすようにしており、基本的な生活習慣を身につけることの大切さや小学校生活について子どもに理解できるように工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3～5歳児では異年齢保育を実施していますが、だれとどこで遊びたいかは自己決定できる環境を園舎内外に構築していて、子どもが主体的に活動できる環境を整備しています。戸外での活動の時間を多くとり、散歩先もホワイトボードに書かれている行き先の中から子どもが行きたい所を自分で選んで決めて、自主的・自発的に行動できるようにしています。戸外活動では移動の道中に、年上の子どもが年下の子どもを内側に入れるなど、さまざまなところで手伝える姿があり、人間関係がはぐくまれています。園庭にはやぎの飼育や木々から実を収穫できる環境があり、散歩先で見つけたざりがにを園で飼育するなど、子どもが身近な自然と触れ合うことができるように工夫しています。散歩で見つけた花や虫、木の実などをきっかけに、友だちと協力する製作やごっこ遊びなど、遊びを豊かにする保育を展開しています。地域の方々へ会った時は必ず挨拶するほか、畑や商店街を訪問した際にわからない時は質問するなど、社会的体験やルールを身につけていくように配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりの発達の違いが異なる0歳児では、発達に合わせて常に環境構成の見直しを実践しています。月齢が大きくなるにつれ、行動範囲の幅を広げられるように周囲の環境作りをしたり、園庭でほかのクラスの子とも遊んだり、1、2歳児の保育室に遊びに行ったりするなど、環境の整備や工夫をしています。また、子どもが興味や関心を持てるような発達過程に応じた手作りおもちゃを用意しています。子どもが安心して生活できるように、保育士は子どもの表情を見ながら話しかけたり共感したりするなどの応答的なかわりをして、愛着関係がもてるように配慮しています。衣服の着脱や食事などの生活面では、自分でしようとする姿を大切にしている、どこをどのように援助するかを職員同士で話しながらかつています。保護者は初めて保育園に子どもを入園させる方も多いので、園の様子や今後の方向性などを話し合ったり、離乳食の移行期に調理師が面談したり、ていねいに説明をして家庭との連携を密に行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園では、1歳児の自我の芽生え、2歳児の自我の充実を大切にして、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、先手をうった行動や言葉かけを少なくするように心がけています。また、一斉に活動に向かわせるのではなく、一人ひとりの子どもの自発性を尊重して探索活動が十分にできるような場や時間を設けています。子どもの興味に合わせて活動が選択できるように、運動的な遊びや手先を使った遊び、ごっこ遊びなど環境構成を行います。子どもの状態を見てそのつど見直し、変化させています。友だちとの自我のぶつかり合いや思い通りにいかない事が起きた時、保育士は、子どもがその感情から立ち直れるか、感情のコントロールができるかなどを見極めながらかかわるようにしています。保育室内外や散歩など日常のさまざまな場所で、子どもが異年齢の友だちや保育士以外の栄養士や看護師、用務員などとかかわる機会がもてるようにしています。お迎えの時には、具体的な子どもの姿を保護者に伝えるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3～5歳児の異年齢保育では、子ども自らが安心して遊べる場や友だちを見つけ、年下の子ともからリーダーとして憧れられる経験をもつことなどから、自己肯定感をはぐくんでいます。安心して落ち着ける場、友だちと協力して一つの事をやり遂げる場、製作の場などのコーナーを保育室に工夫して作り、環境を整え、再構成し、子どもが自ら選んで遊びが展開でき、主体的・意欲的に行動できるようにしています。保育内容や方法、環境構成は、季節や子どもの実態に合わせて適切に保育士がかかわりながら、結果だけでなく子どもの取り組む過程を大切にして進めています。帰りの会では子どもと話し合う機会を設け、その中で子どもの声を大切にして明日の保育に取り入れるなど、子どもの意欲につながるようにしています。5歳児は就学に向けて、鍵盤ハーモニカや個々のペースに合わせて文字指導も行っています。子どもの育ちや活動の取組の様子を写真に撮り、子どもとともに壁新聞を作り、保護者にも伝える工夫や配慮をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園内には、点字ブロックやだれでもトイレ、エレベーターなどの環境が整備されています。保育室内には、クールダウンできる場や感情を表現するカードなど、気持ちをコントロールできるような物が用意されています。配慮を必要とする子どもの個別支援計画は、クラスの指導計画と関連して作成されています。子ども同士のかかわりを大切にしている、困っている子どもを当たり前のようにはほかの子どもが手伝ってあげています。保育士はその姿を見守ったり、時には援助したりして、ともに成長できるようにしています。今年度5月から併設された同法人系列の発達支援通所施設「つむぎ新羽ルーム」の職員と月1回ケース会議などで情報を共有して連携し、子どもの育ちを支えています。必要に応じて横浜市北部地域療育センターなどから助言を受けています。法人内のキャリアアップ研修や港北区の家庭支援センターなどの研修を受け、情報を得ています。障害の有無で分けることのないインクルーシブ生活での保育については、全ての保護者に入園前に園のしおりなどで説明しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子ども主体の計画のもと、午後のおやつ後も園庭で遊ぶことを選択する子どもが多くいます。そのため、室内で過ごす時間を落ち着いて過ごせるよう、メリハリのある環境構成に配慮しています。そのほか、在園時間が長時間になることや一日の生活の連続性、異年齢保育にも考慮し、一人ひとりが落ち着いて遊ぶことができるようにパズルや絵本、ブロックなどのおもちゃを用意しています。18時30分からは子どもの人数が少なくなるので、家庭的でゆったりと過ごせるように乳児の部屋を使用しています。お迎えが19時以降になる子どもの場合は、保護者の要望により夕食を提供しています。保育士同士の引き継ぎは、子ども一人ひとりの食事や睡眠などの状況が書かれた伝達用のノートを使い、保護者へ必要な伝達事項を記載しています。お迎え時には、遅番の職員が同じ伝達用ノートを使って、記載されている内容を確認し、自分が担当している時間帯のことも加えて子どもの様子を話しています。担任と話すことを希望する保護者には、後日、担任から日中の様子を伝えるなどの工夫で配慮する対応を始めています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画や、5歳児と小学校1年生との年間連携計画など、さまざまな計画の中に小学校との連携に関する事項が記載されています。毎年、年度当初に小学校との連携や接続にかかわる具体的な取組計画書を作成しています。例年は、横浜市や港北区の幼保小連携事業や近隣小学校と、相談、協議を行いながら、子ども間での交流として交流会や運動会、作品展の見学、職員間の交流として授業参観などを行っていました。運動会や授業の見学、参加を通して、子どもが小学校入学以降の生活について見通しを持てる機会にしています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、ほとんど連携がとれない状況ですが、年度末には近隣の小学校教員が園に来園して、子どもの姿について意見交換をする機会を設けます。保育所児童保育要録は施設長の責任のもと、関係する保育士が参画して改めて研修を受け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを確認して作成し、就学先へ提出しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 「保育運営マニュアル」や「保育品質マニュアル」に、子どもの健康管理についての考え方や計画が記載され、それに基づいて子どもの健康状態を把握しています。具体的な保健計画も作成しています。保育中の子どもの体調悪化やけがなどは、保護者に的確に伝えるとともに、翌日の受け入れ時には、職員のだれが対応しても謝罪したうえで必ず様子を聞くようにしています。医療機関を受診するかの判断は、法人に子どもの状況の画像などを送り、確認、了解を得てから受診しています。子どものけがや体調は、日々、保健日誌や朝礼ノートに記載して、職員が共有できるようにしています。既往症や予防接種の状況などは、入園前の調査票に記入してもらい必要な情報は得ています。また、乳幼児突然死症候群（SIDS）研修やこまめな情報提供により職員に知識や情報を周知し、子どもの健康管理に取り組んでいます。午睡時にはアプリや看護師の巡回で子どもの様子の把握、確認をしています。SIDSについて保護者には入園時に知らせるとともに、うつぶせで寝る乳児に対して園から安全な方法について伝えています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園では、6月と11月の年2回、全園児を対象に健康診断と歯科健診を行っています。健診の結果は看護師が記録をして、担任や栄養士など関係職員に周知しています。健診表は関係職員が見ることができる所に保管されています。6月と11月の健診後には歯磨きや手洗い指導などを行い、保育に反映させています。6月の歯科健診後には、歯科衛生士より虫歯についての紙芝居や歯磨きの仕方について話があり、子どもは興味を持って聞いています。特に一人ひとりに赤染めを施してもらい、正しい歯磨きの仕方を教えてもらう事でさらなる効果をあげています。健診をきっかけに10月に目の話、3月に耳の話などを子どもに伝えるなど、保健に関する内容を保育に反映させています。健診の結果は、そのつど担任から各保護者に伝えています。保健だよりを通して受診の様子や予防方法について保護者に伝えたことで、家庭での生活の中でも実際に予防方法が実践され、その様子を園で話す子どもの姿も見られています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 「保育品質マニュアル」や「保育運営マニュアル」の中に、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基にした「給食提供マニュアル」があります。食物アレルギーがある子どもについて、食事提供の開始前に行う事、提供の流れ、保護者への除去食の確認、誤飲した時の対応など、きめ細かい手順が記載されていて、子どもの状態に応じた適切な対応ができるようにしています。配膳トレイや食器は食物アレルギーのある子ども専用の物を使用し、ほかの子どもとの相違に配慮しています。保護者から6か月ごとに「除去食申請書及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、面談も実施して密に連携しています。全職員参加の会議で、アレルギーのある子どもの確認を行い、ロールプレイで調理員同士、調理員から保育士、保育士からアレルギーのある子どもへの受け渡し方法などを実践し、どの職員も対応できるよう知識や技術を習得しています。園のアレルギー疾患などに関する取組は、保護者へ入園前の説明や保健だよりなどで伝えています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園では縁側給食を基本としていて、気温によって室内で食べることもありますが、子どもたちはいつも心地よい風や光などを感じながら食事を楽しています。0歳児では一人ひとりの発達に応じて、かじりとる経験として軟らかくした大きめのニンジンなどの野菜スティックを提供するなど、子どもの発達に合わせて援助しています。2歳ごろから、食べられる量や食べる意欲に応じて自分の食べる量を加減できるように、初めは量を少なめにしています。子どもが食べられたという自信を持つ事で、ほかの食材も食べてみようとする意欲につながっています。給食で使う野菜の皮をむき、園庭の木から実を収穫するなど、子どもが調理や食に関心を持ちながら食べられるものが多くなるように工夫しています。そらまめの皮むきの時にそらまめの出てくる絵本を読むなど、食材に関心を深める取組も行っています。子どもの希望に応じて、園での人気の献立レシピを子どもから保護者に手渡しており、子どもからは家庭で作ってもらったという話が聞かれています。家庭と連携して食育に取り組んでいます。</p>	

<b>【A16】</b> A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 年2回子どもの発達給与栄養量を算出し、提供している栄養量と子どもの発育状況を確認して、献立や調理の工夫につなげています。また、発生する残菜はコンポストに入れて畑の肥料として使い、子どもが食の循環について知る機会を設けています。食育担当が、よもぎ団子、ぶどうジュースなどを取り入れ、季節感のある献立となるように配慮しています。地域の郷土料理を献立に取り入れる際には、保護者からの希望をアンケートで聞くこともあり、結果を基に決定した献立を壁新聞にして掲示しています。また、調理員が0歳児の食事の様子を見に行き、離乳食について保育士と検討しています。1歳児以上でも全職員が子どもといっしょに食事をする機会を設けていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しています。管理対象によって、毎日行うものと週1回行うもの、それぞれに衛生管理点検表を用意し点検しています。各種マニュアルの規定に基づいた衛生管理が適切に行われています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<b>【A17】</b> A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 子どもの生活を充実させるために、子どもの受け入れの時には、子どもの様子を聞いたり日常会話をしたりしながら保護者と積極的にコミュニケーションをとり、日常的に情報交換を行っています。お迎えの時には、担任や遅番の職員からその日の園での子どもの様子をていねいに伝え、子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。連絡帳は園専用のアプリを活用しており、登園や降園時刻、体調や睡眠などの家庭での様子もアプリで登録してもらっています。園からもアプリを通して子どもの様子を発信するなど、園と保護者との情報交換を的確にできるようにしています。写真購入については、来園しなくても申し込むことができます。保育室の前には、子どもの様子を中心に撮った写真を用いて子どもとともに作った壁新聞を掲示しています。壁新聞を通して子どもの成長した様子や子どもの気持ちを知らせて、保育の意図や保育内容を保護者に伝え、成長を共有できる機会にしています。家庭の状況や情報交換の内容は、必要に応じて保育日誌や個別指導計画に記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<b>【A18】</b> A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 職員は、登園や降園の際には挨拶を行い、子どもの情報などをていねいに聞き取ることでコミュニケーションを図り、保護者と信頼関係が築けるようにしています。保護者との信頼関係の構築に向けて職員は、遅番や早番などの時には伝達事項を一覧にして書いてある「伝達ノート」を活用し、どの職員も内容を共有して保護者に連絡事項を漏れなく伝えるように取り組んでいます。新型コロナウイルスの影響で保護者が集まる機会が減少している中で、「子育てスキル講座・子育てのヒントをみんなで共有しよう」といったオンライン講座を開催して、保育園の特性を生かした保護者への支援を行っています。保護者から就労状況や個々の事情について相談があったときには、いつでも応じています。相談内容によっては、施設長、主任が同席したり助言をしたりするなど、対応体制が整っています。相談に応じた場合、日時や面談内容、返答したことなどを保護者面談記録簿に記載しています。	
<b>【A19】</b> A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 園では、登園時の視診や着替えの時などに子どもの体の状態を見て、子どもの心身や家庭での養育の状況把握に努め、虐待など権利侵害の兆候を見逃さないように努めています。あざなど体への危害が見られた時は、写真を撮り記録に残しています。虐待が疑われる時は、虐待マニュアルに沿って対応をしています。マニュアルには、虐待についての定義、気づいた時の対応手順、対応フォロー、関係機関との連携、チェックリストなどが記載されています。マニュアルの記載事項は園内研修などで読み合わせを行い、全職員が法人や横浜市、港北区の研修会に参加して理解を深める取組を行っています。保育士が虐待に気づいた時は、聞き取りや記録を行い施設長に報告します。施設長は法人の担当者に報告をして、相談検討して対応方針を決定します。必要に応じて自治体や関係機関と連携を図り、連絡調整は法人担当者が行っています。園では基本的に家庭への介入はせず、子どもに対しての注視や安心感が持てる対応などを行っています。	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<b>【A20】</b> A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 毎日の保育の中で、遊びの内容や子どもの興味関心とともに、保育士のかかわり方などの保育実践の振り返りを主体的に行っています。週案や月案には省察欄が必ずあり、計画ごとに保育の振り返りをしています。その評価を基に次の計画を立てています。保育実践の自己評価は、日々のほかに週、月、年ごとなど定期的に行っています。また、施設長、主任との面接が年2回定期的に行われ、職員は職務の確認や半期ごとの振り返りを行い、保育の改善や意識の向上につなげています。前期1回目は5月から始め、今年度、主に力をいれたい事、取り組みたい事などの個人目標を明確にして確認し合っています。2回目は11月ごろ実施して、前期の進捗状況の確認、課題や解決策などを話し合っています。園内研修では毎月「子どもの気持ちの理解」「写真からこどもの姿をとらえる」などの課題をグループで話し合う事で、子どもの心の育ちや取組む過程など互いに学び合い、専門性の向上につなげています。保育士等の振り返り結果は、園会議で傾向を分析するなど園の自己評価にもつなげています。	